

## 大学図書館コンソーシアム連合運営委員会規程

〔平成25年2月20日  
制 定〕

改正 平成27年3月13日

大学図書館コンソーシアム連合（以下「連合」という。）の運営委員会（以下「委員会」という。）の運営については、「大学図書館コンソーシアム連合要項」（以下「連合要項」という。）の「第3章 運営委員会」の定めによるほか、この規程による。

### （目的）

第1条 委員会は、「連合要項」の「第2章 目的及び事業」に定める事項を企画・立案し、連合の運営にあたることを目的とする。

### （委員）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 会員である図書館の職員
- 二 国立情報学研究所の職員
- 三 その他大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議（以下「推進会議」という。）の委員長が必要と認めた者

2 委員は、推進会議の委員長が委嘱する。

### （作業部会）

第3条 委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

2 作業部会に主査を置く。主査は、委員会の委員の中から、委員会の議を経て委員長が委嘱する。

3 作業部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 会員である図書館の職員
- 二 その他運営委員会委員長が必要と認めた者

4 作業部会委員は、作業部会主査の推薦により、委員長が委嘱する。

5 主査及び作業部会委員の任期は1年とし、期間は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

6 作業部会の運営に関する細則は、別に定める。

### （庶務）

第4条 委員会の庶務は、連合事務局において処理する。

### （雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月13日から施行する。